平成２５年（フ）第１０８号
長野県埴科郡坂城町大字坂城7044番地１
債務者　柳沢惠美子
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５１５号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番３号
債務者　中沢　　健
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　友深
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１６号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番３号
債務者　中沢　桂太
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　友深
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４２号
名古屋市中区大須２丁目20番36号　宝マンション203号、住民票上の住所愛知県津島市愛宕町５丁目214番地８
債務者　河澄佳代子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣井　雅治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市長沢４丁目18番６号サンシティ長沢Ｂ－１
債務者　岩川　昭三
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畑中　優宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３８４３号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号　クラウンハイム菅原601号、前住所大阪市都島区都島北通１丁目１番16号
債務者　深田はるみ
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５号
山口県岩国市小瀬1080番地２
債務者　佐伯眞由美
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山近　繁之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２４３号
岐阜県各務原市蘇原新栄町３丁目54番地２　メゾン新栄Ⅱ101号室
債務者　糸井川庸子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　友人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８７号
青森県八戸市吹上２丁目11番71号
債務者　泉山　　進
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
宮城県亘理郡亘理町吉田字畑中10番地１
債務者　黒田久美子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
仙台市泉区向陽台４丁目７番９号
債務者　熊谷　益美（旧姓及川）
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
仙台市若林区河原町１丁目４番８号　高興ビルＢ棟202
債務者　佐藤　節子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
仙台市青葉区高松１丁目14番47号　エクセルコート・K102
債務者　星川　歩美
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
宮城県柴田郡川崎町川内北山原山72　川崎こころ病院、住民票上の住所宮城県名取市飯野坂７丁目４番24号
債務者　赤間　春美
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５０号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字八幡前134番地
債務者　柳澤　浩美（旧姓小椋）
１　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２６６号
茨城県水戸市見和１丁目359番地の６　県営桜ヶ丘アパート３棟１Ｆ４号
債務者　福井　和子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２８２号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅８棟107号
債務者　内田冨貴子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所